

財産区議会が設置され、議員の選挙が実施されます！



議員の選挙が実施されます！

乙事財産区

乙事

■議員数
本郷財産区
落合財産区
境財産区

7名
7名
7名

■議員数
乙事財產区

6名

■選挙日程(予定)
8月19日(木)
立候補予定者事前書類審査
8月24日(火)
投票口

8月6日(金)

立候補予定者説明会

8月19日(木)

8月1日から財産区の自主的運営を図る目的から、現在ある本郷財産区・落合財産区・境財産区・乙事財産区に、今までの管理会に替えそれぞれ議会が設置されます。

議会設置に伴い選挙を実施しますが、選挙権は当財産区の財産に対し、旧権による権利を有する方となります。

日程・投票所は次のように予定をしています。

なお、選挙は地方議会議員選挙に準じて実施されます。

■財産区開発地区

本郷財産区 立沢・乙事

落合財産区 潤沢新田・上高木

烏帽子

境財産区 小六・高森・池袋
田端・先達・葛根

新まち通信



「住民参加のまちづくり」「住民とかの協働によるまちづくり」という言葉は、今や新聞や雑誌、テレビやラジオ等で毎日のよう見かけたり耳にします。そして、どちらかというと行政が主導してきたまちづくりだ、「これからは住民も関わってなにかを進めよう」という意味に理解されがちのよう気がします。

本当にそれでいいのなんと思うのです。つまり、まちづくりの基本を考えたとき「住民にまちづくりに参加していただき」と言う発想ではなくて、「住民が中心となってまちづくりを進める」という発想を皆が持っていないなければならないが始まらないのではないかでしょうか。もひとつ言えば、町の職員自体の発想の中にも「今まで以上に地域活動へ参加したり、地域と行政のハイペイントを積極的に担うぞ」という気概がなければ本来のまちづくりなど難しくはないでしょうか。「やらかネット会議」はこんなことをテーマに開催し、メンバーからは「地域の中に積極的に出て行きました」「顔の見える職員でありたい」「簡単なことではないから職員が出来ることを始めよう」「行政を担う職員としてではなく、住民として積極的に地域活動に参加すべき」「職員の意識改革は必要」「行政が地域に介入しては侵入を招きはないか」「職員の自己主張」、経験行き

文書用ポストを置いてある町村もあるが参考にしてみたらどうか」など、その他多くの意見が出されました。

新しいまちづくり係では、この会議の様子を職員全員に報告し、職員としてどう考えるか意見を募集する「どもこ」テーマについて「やらかネット会議」を継続するなかで、ひとつの答えを出したいたと考えています。また、会議の内容や職員からの意見については出来る限り、このコーナーやホームページを通じ情報として報告してまいりますので、皆様のご意見ご感想をお寄せ願います。

昨年は承認された方で今年度申請をお忘れの方はいませんか。もし、お忘れなら至急住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。手続きには、年金手帳・在学証明書または学生証の写し・印鑑が必要です。

今年は承認された方で今年度申請をお忘れの方はいませんか。もし、お忘れなら至急住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。手続きには、年金手帳・在学証明書または学生証の写し・印鑑が必要です。



申請は毎年度必要
文書用ポストを置いてある町村もあるが参考にしてみたらどうか
学生納付特例の年金保険料を納めるのが困難な学生のための制度です。申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。また特例期間中に病気やケガで障害が残った場合は障害基礎年金が支給されます。但し、申請は毎年度必要です。

昨年は承認された方で今年度申請をお忘れの方はいませんか。もし、お忘れなら至急住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。手続きには、年金手帳・在学証明書または学生証の写し・印鑑が必要です。

今年は承認された方で今年度申請をお忘れの方はいませんか。もし、お忘れなら至急住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。手続きには、年金手帳・在学証明書または学生証の写し・印鑑が必要です。

ニュース

7月1日から、町のホームページに新しいまちづくり係のコーナー「新まち通信」をアップ予定です。やらかネットの会議内容は「やらかネット」へ載りました。

<http://www.town.tujimnagan.jp>

この「オーナーに対する」「意見」「感想」をお寄せください。

▼問い合わせ

総務課新しいまちづくり係

TEL 62-9328 (第) 9328

FAX 62-4481

e-mail:

scmml@town.tujimnagan.jp

就職したら追納を
学生納付特例の期間は年金の資格期間(*)には含まれますが、年金額には反映しません。将来、満額の老齢基礎年金を受けるためにも就職した際(保険料をさかのぼって納める)をおすすめします。希望される方は社会保険事務所へご連絡ください。

*年金を受けるためには必要な期間。最低25年必要です。

▼問い合わせ先
住民福祉課 国保年金係
TEL 62-9111 (第) 9111